

○委員長(岡野裕君) 次に、玉沢防衛庁長官。

○国務大臣(玉沢一郎君) ただいま議題となりました防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合の改定を行うものであります。

すなわち、第一点は、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

第二点は、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当制度について、昨年に引き続きその充実を図っていくため、自衛官俸給の改定との兼ね合い等を総合勘案し、当該自衛官に係る調整手当の支給割合を改定することとしております。

以上のほか、附則において、施行期日、適用日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置について規定しております。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当、期末手当等につきましても、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(岡野裕君) 以上で三法律案の趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○瀬谷英行君 最初に、この委員会審議の進め方についてちょっと考えたことがあるのであります。

きょうも理事会を開いていろいろこれから先の審議の審議日程についてお話ししました。ところが、先送りをするわけにはいかない状態にありながら、衆議院の審議がいろいろとごたごたしてこつちへ来るものが来ない、こういう状況があるわけです。そして、来ないうちにこつちで先にやるわけにはいかないし、かといってずつとゆっくりやろうじゃないかというわけにもいかない。特に給与なんかの問題は、なるべく早く可決をしなければならぬということはだれしもが考えているところです。こういうふうに参加院の審議というものは、今までもそうでしたけれども、ぎりぎりになると追いつめられてくる、時間はとりたければ日程がない、こういうふうなジレンマに陥るんですよ。

そこで、特に内閣委員会なんかでもそうだけれども、来月の一日以降どうかということになるとあらゆる案件がみんな内閣委員会に集中します。衆議院では安全保障委員会があったり、厚生委員会があったり、大蔵委員会があったり、いろいろな委員会が審議したものを参議院では全部内閣委員会に引き受けなければならぬ。これはデパートまではいかないけれどもスーパーマーケットみたいな。だから、やはりちよつとこちらの方の仕組みも考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思います。

これは理事会でもいろいろな審議日程について苦慮したあげく、まあともかく一日はできる限りのことはやろうじゃないかということになりまして、一日中にはどうしても片づけられないという場合には、変則ではあるけれども二日にやるというふうな方法を考えなければいかぬというふうな状況になっておりますから、なるべく変則な状態にならないように、では一体委員会の日程をどうしたらいいかということを、これも委員長も

ひとつ関係方面と、今すぐというわけにいかないと思いますが御協議願って、内閣委員会の引き受ける問題点をどう整理したらいいかということをお考えいただきたい、こう思っております。

これは委員長の方でひとつ御処理願いたいということをお願ひ申し上げておきます。

○委員長(岡野裕君) はい、承りました。

○瀬谷英行君 それからあと、給与の関係でありますけれども、なるべく早くやらなきゃならぬだろう。八月の人事院勧告、今までは人事院勧告というものが粗末に扱われたり先送りされたり、あるいは昔、三公社五現業時代は仲裁裁定の裁定どおりに行われなかったり、こういう事例がありました。そのようなことを繰り返してはならないと思うんです。だから、決まったものは決まったようになると早く早く実施をする、人事院勧告であろうとその種の問題は、ということをしてもらいたいと思います。

今回もそのような前例がありますから、そういう悪い前例を踏襲しないように速やかに実施をしていただくということを期待したいと思っておりますが、その点はどういうふうに処理をされているのか、総務庁長官からまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 国会の経験豊かな瀬谷委員から、過去の例も引きましてお尋ねがございました。

私も、過去、国対委員長等をいたしておったもので、この人事院勧告の実施の問題、そして仲裁裁定の問題がやますれば与野党間の政争の道具にされたというやうな苦い経験もございます。また完全実施でなくて仲裁裁定も一部カットされる、人勧についても実施の時期がおくらされる等々の苦い経験があったことを今思い出しておる次第でございます。

人事院勧告につきましては、幸い昭和六十一年以降完全実施という例が定着をいたしました。そして、民間の方々の場合は春闘の時期に決着をす

れば直ちに実施になるわけでございますが、公務員の場合は、ややもすればこれが十二月末、場合によっては年を越したというあしき例もあったかと思っております。少なくともやはり人事院勧告が八月に出ましたら速やかに完全実施をするという例を定着させたいものというふうに考えまして、ことしの場合はいろいろの財源が苦しいというやうなこともございましたけれども、大蔵当局の理解も得まして、十月四日に完全実施の閣議決定を行い、二十一日に給与法改正を国会に提案するということができましたことを大変うれしく思っております。

審議の方はまさに国会の任務でございますので私もがとやかく申し上げるものではありませんが、委員の皆さん方の御協力を得てスムーズに審議をいただければ初めて十月中にこの法案が成立する、こういう実績をつくることのできるのではないかと、そのことを期待いたしている次第でございます。

○瀬谷英行君 審議の時間も欲しいけれども日程の問題もある、こういう状態がありますが、とにかく給与関係の問題は、これは理屈抜きに決まったものはなるべく早く実施をできるようにして、もう一つ、格段の御努力のほどをお願いしたい、こう思います。

その次に、非常に難しい問題でありますけれども、行政改革はどうしてもやらなきゃいかぬというのを総理も今までの衆参の予算委員会等でもって繰り返して述べております。ところが、一方において、では行政改革を具体的にどうするかというところになるといろいろと問題が難しいわけなんです。また、この行政改革を具体的に実施するに当たって、どこをどうしたらいいかということになると非常に大きな問題だと思っております。短時間でもってばつぱりと決められるようなものじゃないと思うんですけれども、行革、まだこちらの方にそれらの法案が、これから回ってくると思っておりますけれども、一応具体的にどのようにして

この行政改革を国民が納得のいくような形でもって実行に移すかという点についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

○国務大臣(山口鶴男君) 今日まで、効率的な政府をつくる、また国際化に対応した体制を確立する、こういう観点から簡素にして合理的な政府をつくるという意味で行政改革に取り組んでまいりましたことは御案内のとおりであります。村山内閣といったし、村山内閣最大の政治課題であるという認識で今進めております。

具体的な内容としては、一つは規制緩和の問題であります。この問題につきましては、十一月中に行政推進本部を開催いたしまして、内外からの意見を広く聴取いたしまして、年度内に今後五年間にわたる規制緩和の計画を決定いたしたい、かように考えております。

それから、地方分権につきましては、今、地方分権部会におきまして議論を進めております。地方制度調査会が近く答申を出しになると思えます。地方六団体も地方自治法に基づく意見書を政府に提出いただきました。いずれも国と地方の役割分担を明確にして、これを進める基本法を制定してほしいという意見であります。それを踏まえまして、地方分権部会も年内に大綱を取りまとめたいとして、そうして政府部内の調整をやった上で来るべき臨時国会に何としても基本法を提案するように努力したい、こう総理が言明いたしておりますので、私は担当大臣といたしまして、総理の意向に沿って全力を尽くしたいと思っております。

それから、特殊法人等の整理合理化の問題がございます。これにつきましては、年内、十一月の下旬までに各省庁が所管する特殊法人等につきまして見直しを行っていただきまして、その状況を政府に、総務庁の方に報告をいただく。そうして二月の中旬、二月の十日までにその見直し、結果

について報告をいただく。それらを踏まえまして、政府としてどのような方針でこれに対処するかという基本的な基準は既に省庁に示しておりますが、それに沿って年度内に具体的に特殊法人の整理合理化を決定したい。もちろん法律を改正しないうる問題があるわけでございまして、それを決定した後において法律を改正すべきものについては今後法律案を作成して御審議を賜る、こういう手順になろうかと思っております。

○瀬谷英行君 行政改革を思い切って行うという場合に、特殊法人の問題にも当然メスを入れなきゃならぬということが出てくると思うんですよ。しかし、個々に聞いてみると、おれのところは減らすなんてんでもない、なくすなんてない、とんでもない、こういう話が出てくると思う。だから、個々に当たってみると、言うことは簡単だけれども実行に移すととなかなか大変だと思ふんですね。規制緩和にしてもそうなんです。かといって、難しいといつて手をこまねいていると何も進まないということになるんですね。だから、まず財源を確保しなければ、今後の問題として、公務員給料の問題にしても何にしても、景気回復の問題にしても、なかなかこれは思うようにいかないと思ふますから、財源の確保のためにどうするか、税制改革の委員会の方でもいろいろと御検討願っているところでありまして、けれども、そこまでこの内閣委員会でも踏み込むわけにもいきませんから、では大きな考え方として発想の転換をやるということが必要になってくるんじゃないかと思ふんですね。

省庁の統廃合だつて特殊法人の問題だつて、例外を認めておつたのではなかなうまいかな。だから発想の転換をするんだが、かといつてただ人を減らせばいいというわけにはいかぬと思ふんです。人減らしをしないで機構の簡素化を図り規制緩和の実効を上げる、非常に難しい問題だと思ふけれども、こういう難しい課題にどのような

にして取り組むかということになると、ある程度原案をつくるのは総務庁あたりが中心にならなきゃならぬというふうな思ふんですが、その点のようないまい考えがあるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思ふんですね。

○国務大臣(山口鶴男君) そういう意味での妙案というものはなかなか難しい問題だと思ふます。ただ私は、行革を担当する大臣として思つてお

りますのは、私の政治家の先輩で今でも尊敬いたしておりますが、お亡くなりになりました江田三郎先生がおられます。江田先生は、よく色紙に「強い心がなければ生きていけない、優しい心がなければ幸せは得られない」と、こうお書きになりました。まさに行政改革、この特殊法人の整理合理化等の問題は、これは強い心がなければできないと思ふます。ある程度そういう決意で進めな

ななきゃならぬ問題だと。ただ同時に、先生御指摘のように、働いている皆さんの雇用の問題というの、これは重大な問題だと思ふます。そういう意味ではやっぱり優しい心がなければいけないと思つております。両方を、この江田先生の言葉をいつも胸に畳みまして、先生御指摘の珍手を見出すべく全力を挙げて努力をいたしたいと存じます。

○瀬谷英行君 そこで、今度は防衛庁長官にお聞きしたいと思つておりますけれども、行革ということ場合には要らないものはないだろうかということいろいろと探つていくと、防衛庁の問題あるいは自衛隊の問題にも触れてくるんですね。

衆議院の委員会でもって、軍縮の美名に隠れて防衛政策についていろいろ手を加えるというふうなことはよくないんだというふうな発言を私は聞きました。軍縮の美名というわけにはいかないと思ふんですね。これは、総理大臣の所信表明、これも行政改革と一緒に軍縮ということを経理は言っているんですよ。世界の大勢というのはいや

が違つてきている、ごたごたしているところもありますけれども。そうすると、軍縮の実を上げるにはどうしたらいいかということを考えなきゃいかぬと思ふんですね。

これは防衛庁長官としても大変に難しい問題ではあると思ふますけれども、やはり長官としての考え方というものを明らかにする必要があると思ふのでありますが、その点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まずもって、我が国の安全を一層確保するという点から考えてまいりますと、国際社会がより平和で安定した状態にあるということが最も大事である、このように思ひます。そういう観点から、この国際社会における軍縮の動き、傾向、こういうものは歓迎すべきものである、こう考えます。

村山内閣の成立に当たりまして、自民党、社会党、さきがけ三党合意の政策協議によりまして、「近隣諸国間の信頼醸成活動に力を入れつつ軍縮を進める。」とございまして。さらにはまた、六月三十日の内閣総理大臣談話におきまして、「外にあっては、軍縮の促進など冷戦後の世界平和の維持確保に努める。」と、こう述べておられます。

そういう観点から、この軍縮というものを考えていく上におきましては、まずもって我が国の周辺諸国との信頼関係というものを構築していくということが大事ではないか、そういう観点から我が国の防衛力のあり方を検討する。そして、防衛大綱の見直し等におきましてもそういう観点から検討していくという点に立つておるわけでありま

す。したがって、防衛力のあり方についての検討でありまして、検討の要素といたしましては、冷戦後の国際情勢の変化、国際社会における軍備管理、軍縮に向けての各国の努力、さらにまた我が国におきましては、将来における人的資源の制約の増大あるいは科学技術の進歩、また歳しさを

増しておりますところの財政事情、こうした諸要素を踏まえて今後とも慎重に検討していくことが大事である、このように考えております。

○瀬谷英行君 私は、一つの発想転換として、自衛隊に属している陸海空の自衛隊員がおりますけれども、この自衛隊員を幾らに減らすべきであるというようなことは主張する気はございません。むしろ、この自衛隊の労働力というものをどのよう活用するかというのを考えてみたらどうかということですね。

例えば、いろんな災害が日本には続発しております。世界じゅうでもいろんな問題が起きております。雲仙・普賢岳のああいふ噴火に伴って、非常に地元の人たちには難しい問題が続出していると思います。ああいふ普賢岳のような問題とか、あるいは北海道では奥尻島でもって地震があつて、津波が起きて、火災が起きているという三重の苦難が島民を襲いました。こういう問題に対しても、ああいふ場合にまとまった労働力が集中的に行動できるという点では、自衛隊は大いにその力を発揮したと思います。

それから、ことしの夏であります、暑かったせいもあるかと思いますが、日照りが続いたというところもあつて山火事が、例えば岡山であるとか広島でもって続発をいたしました。その山火事が続発した場合に、それを消すためには地元の消防団だけでは手に負えない。したがって、自衛隊が出ていってヘリコプターを使ったりいろんな方法でもって山火事の消火に努めたということがあります。

だからこれらは、いつどこで何が起るかかわらないということになりますのでありますけれども、そういう災害に迅速に対応できるように労働力を提供し得るのは今の自衛隊の組織としての一つの取り柄だと私は思ふんです。だから、今後の問題としては、そのような災害対策の問題であるとかあるいは国土建設の問題であるとか、こういうこ

とについて自衛隊の労働力を活用するということは当然工夫してしかるべきではないかという気がいたします。

私は、北朝鮮へ二、三年前に行つて、道路工事とか住宅建設とかに軍隊が出ているんことをやっていると見ました。日本では、国道、県道を問わず、道路工事やら住宅建設に自衛隊が出ていったというところは聞いたことがありませんけれども、例えばああいふ格好でもって自衛隊の労働力を使うということができれば、そのような方法も考えるべきではないか思ふんです。

今までは、自衛隊の仕事は戦争だけが問題だったわけですね。どこの国と戦うかわからないけれども、とにかく戦争になったときに敵に負けないように戦うということが至上命令だったわけですね。しかし、災害はむしろ内部的にいろんな問題が出てくるんですから、そういう問題にも即座に対応できるような形でもって、自衛隊の戦力というものをあるいは労働力というものを活用できるようにするというのを工夫するということは今まで行われていなかったというふうに思ふんです。その点一体どのようなふうになるか、お答えいただきたいと思ふます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 御承知のとおり、自衛隊は、直接的侵略並びに間接的な侵略に対処するということをその目的といたしておるわけでありますが、そのほか災害活動等におきましても非常に一生懸命今日までやっております。火災によつて大きな被害が起きた地域における救助活動、あるいは津波等の被害を受けた地域にも救助活動に参る。あるいは水が不足してことは大変各地で困りましたが、その給水活動にも動員をいたしましてこの活動に当たつたわけでございます。

また、道路建設とか土木工事にも動員したかどうかというお話であります。今までもそういう特別な要請があつた場合にはそのような活動も施

設部隊を通じて行つております。ただし、北朝鮮の場合と国是がちよつと違ひますのは、土木工事とか道路建設といひますのは、これは民間の会社が行うということに我が国ではなつておるわけでございます。そちらの方で労働力を全部使つていくということになりますと、経済活動に支障を来す、こういうことにもなつてくるわけでございます。この点は国是の違ひその他を御理解いただければよろしいかと、このように思ひます。

○政府委員(村田直昭君) 今、大臣からお答えしたとおり、私も災害派遣についても従来から努力をしておるところでございますし、また土木工事等の受託につきましても自衛隊法の百条の規定に基づきまして行つておるところでございます。せっかくでございますので、その実績をちよつと御紹介しておきたいと思ひます。

昭和二十六年以来平成五年度までの災害派遣の実施状況は、件数で約二万三千五百件、人員で約四百七十九万三千五百人、車両で延べ約五十二万六千五百両、航空機で延べ約四万三千機、艦艇で延べ約九千二百隻ということでございます。

最近の主な災害派遣の例としましては、先生御指摘のとおりでございますが、平成五年七月の北海道南西沖地震に対する派遣でございます。それから、平成五年八月の鹿児島等における豪雨災害に対する派遣及び本年四月の名古屋空港における中華航空機の墜落事故に対する派遣がございます。また、平成三年六月三日の雲仙岳の大規模な火砕流発生に伴う災害派遣については、先生御指摘のとおり現在も行つておるところでございます。

それから、部外の土木工事の受託等の実績でございます。これもつきましては、二十八年、自衛隊発足以来でございますが、合計で八千四百四十件行つております。そのうち整地、土地の地ならしでございますけれども、これが五千二百八十件、道路の整備が二千二百二十九件、除雪が

三百一十一件、その他三百二十件というようなことで、先ほど申しましたように、八千四百四十件について土木工事の受託等を行つておるという実績がございます。

○瀬谷英行君 土木工事に絡んでいろんな問題が起きていくということはもう御承知のとおりなんです。だから、おきゆうを据える意味で民間工事に自衛隊が出ていけと言つわけじゃないけれども、自衛隊の労働力を活用するというためには発想の転換をやつて、ある程度自衛隊の労働力が生かせるようにすれば国費の節約とか財源の確保に何らかの足しになるんじゃないか、そういう意味で工夫をする必要があるんじゃないかと思ふんです。その工夫をするのもこれからの仕事だ、こういうふうには思ひます。

道路工事なんというのは、正直言つて、素人がやれと言われてもなかなかできるものじゃないです。私は軍隊当時に道路をつくれと言われて、密林の伐採だとか道路工事をやろうと思つたらなかなか容易なものじゃない、ろくな道具もないのに、やれと言つ方は勝手に言つてくるんですよ。ね、何月何日までここに道路をつくれなんというのを。懲りたことがあるんですよ。

だから、そういうことを考えてみますと、やはり今後の問題としては労働力をいかに活用するかということも一つの課題であるというふうに思われるので、その点も考えて、軍縮をいかにして実現するか、それから行政改革をどのようにして実践するかということをお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山口鶴男君) かつて私は細川内閣のときに、世界が軍縮の方向に向かつておるのだから、その時代に即した防衛のあり方については発想の転換で考え直す必要があるんじゃないかという話をいたしました。そうして当時、細川総理はそれを受けて防衛問題懇談会をつくりまして、我が国の防衛のあり方についてきま

ごま議論したということを私は承知いたしております。

今、先生御指摘のような内容についての答申は、どうも残念ながらなかつたように思いますが、やはりそういった意味で新しい時代に入ったわけですから、そういう意味での防衛のあり方についてさまざま検討することは私はあつてしかるべきだと思ひます。そういう問題については所管ではありませんが、国務大臣として閣議後の懇談等の際にそういったあり方について検討することがあつてもいいではないかという議論はいたしてみたい、かように思つております。

○瀬谷英行君 時間ですので終わります。

○永野茂門君 給与法関係については、防衛庁を含めまして私は質疑がありませんので、防衛に関する一般事項について防衛庁長官に御質問をしたいと思います。

平成七年度の概算要求のシーリングを見ますと、歳出予算の伸び率、何と〇・九％という未曾有の低率を示されました。六年度は御承知のように成立予算の伸び率が〇・九％であつたわけでありまして、軍縮予算の始まりであつたわけでありまして、七年度が成立がどうなるかということに極めて予測が困難であります。今のような傾向でいきますとさらにこれが縮小される、削減される、こういう可能性が高いと思ひます。

これは大変にゆゆしき問題であつて、例えば概算要求における事業の削減状況を拝聴いたしますと、現計画と申しますか、修正された中期防の残事業のうち、正面装備の削減も含め、訓練でありまるとかあるいは整備の補給、整備費の削減による更新の抑制とか、あるいは当然今拡大できるであろう募集を従来どおりに抑えた、あえて抑えざるを得ないと、これも財政から来る問題でありますけれども、そういうことになつてしまつております。

自衛隊から訓練をとつたら何もなくなくなつて

た方がいいのでありまして、今、部外工事を含む、あるいは災害派遣でありますとかそういうことについて、あるいはさらに国際貢献と申しますか国連平和協力等におきましても、その基礎をなしているのは、それがちゃんとできるといふことは訓練が正当であるといふことであり、そしてまた、装備については可動率を高く維持しながら所要の近代化が進められておるといふことによつて初めてそれが有効に、かつ称賛を受けながらできておるわけであります。こういう基本的なところが削減されていくといふことは極めて重大な問題である、こういうふうに思つております。

防衛庁長官。

○国務大臣(玉沢一郎君) ただいま御指摘いただきましたように、平成七年度概算要求の伸び率は〇・九％増と極めて厳しいものとなりました。我々としては、こうした中におきまして、何としても我が国の防衛力の質を落とさぬようにあらゆる工夫をしながらあらゆる経費を對象として削減、圧縮を図らざるを得ない、こういうことになりました。

その具体的内容につきましては、防衛局長の方からお答えをさせます。

○政府委員(村田直昭君) 具体的には、まず正面装備でございすけれども、正面装備につきましては、老朽装備の更新等を基本として平準的取得に配慮するとともに、事業の緊要性を吟味しながらその作成をしたわけでございすけれども、九〇式戦車、対潜ヘリコプター、SH60Jでございす、それからF15等につきましては、先生御指摘のとおり、大幅に下方修正をしておりますが、中期防衛力整備計画の残事業を抑制しております。

数字としましては、戦車については、二十二両残つておりましたが、二十一両といふことで一両の減。それから対潜ヘリコプターにつきましては、十機残つておつたのを八機といふことで二機の減。それからF15につきましては、六機残つておりましたのを五機の減。それから九一式の携帯地对空誘導弾につきましては、十八セット残つておつたのを六セットだけしかやらない。あるいは近距離地对空誘導弾といふようなものにつきましても、二十セットのうち十セットといふふうに抑制措置をとつたところでございす。

また、後方分野につきましても先生御指摘のようでございますが、部隊の維持、運営に關して、特科部隊の長射程射撃訓練の一部を中止する、あるいは四個護衛隊群の群訓練回数といふのがございすけれども、それを削減する、あるいは飛行時間の節約を図るといふこと、それから車両通信機器整備機材等の所要更新ペースを大幅に抑制するといふような措置をとつたところでございす。

また、現在、募集につきましては常々非常に苦境にあるわけでございすけれども、現時点におきましては募集は非常に好調だといふことで可能性はあるわけでございすけれども、厳しい財政事情等を踏まえまして充足率についても六年度と同水準に据え置くといふような努力をしているところでございす。

○永野茂門君 防衛局長にお願いしますが、こういうアイテムを多数のアイテムの事業の中から選んだときの選び方の考え方を一言だけお願いいたします。

○政府委員(村田直昭君) まず、正面の方につきましては私の方から説明しまして、残りにつきましては教育訓練担当の方から御説明したいと思ひます。

正面の、今削減しましたものにつきましては、やはりぎりぎりの努力をしまして、例えば戦車で

ございすすと教育訓練上の最小限の所要を満たすといふことでございまして、本部に置くようなものを削減するといふようなこと。それから対潜ヘリコプターについても、平成六年度の完成時の勢力がふえないようにいたしますか、維持していくといふような観点。それから要撃戦闘機につきましても、減耗距離機の一機をこれは見送るといふようなことによつて対処するといふことで、基本的には従前から十機ペースで来た、五機ペースで来たといふようなものについて残りが十機あるからとか二十機あるからといふてそれをそのままとるといふことではなくて、平準的な調達に配慮をしたといふことによつて、ぎりぎり教育訓練あるいは防衛力の質を落とさないで六年度の勢力を維持できるといふような観点から整備をしており、ぎりぎりの線であると考えておるところでございす。

○政府委員(佐藤謙君) 教育訓練関係、私の方から御説明をさせていただきます。

先ほど防衛局長から御説明がございましたように、教育訓練関係につきましては特科部隊の長射程射撃の一部中止といふことを行つていられるわけですが、これをもう少し具体的に御説明させていただきますと、その中身は、一つは北海道所在の特科部隊、これを従来矢臼別の演習場に転置して実施していた訓練を中止するといふこと、それからもう一つは、北海道以外の特科部隊を同演習場に転置して行つた部隊の参加部数を削減する、こういう内容でございす。

もちろん、この長射程射撃といふことにつきましては矢臼別演習場でなければ行けないもので、すから、そういう演習ができないうことは部隊の練度等に影響を及ぼすおそれがあるわけでございす。ただ、その点につきましては、矢臼別演習場に転置して行われない分については部隊近傍の演習場におきまして実施可能な訓練の充実等によつてできるだけ対応を図つていくとか、こうい

う工夫をしていく必要があるのではないか、こんなふうに思っております。

また、四個護衛隊群の群訓練回数の削減でございますが、これは各護衛隊群ごと、年五回の群訓練というのを実施してきてございますけれども、今回そのうちの一回分を中止するというところで、これも練度と与える影響ということも考えられるわけでございますが、これにつきましても例えば訓練を集中的に実施するというようなことでできるだけ練度に支障を及ぼさないように努力をしていく、こういうふうに考えている次第でございます。

○永野茂門君 私質問しない範囲にもわたってお答えをいただいたわけでありまして、今御説明があった、こういうような削減を行ってどういうような影響があるかということについて、時間があるかもしれませんので一つだけ付け加えて御説明を願いたいのは、飛行時間の短縮というのはどういうことでありますか。

○政府委員(村田直昭君) お尋ねの飛行部隊の飛行時間の節約でございますけれども、現在、戦闘機部隊の対領空侵犯措置の実施につきましては、中期防を修正しましたときに一部任務の遂行体制の緩和等に留意しまして、近年の緊急発進回数が少なくなっているという事情等も踏まえまして、段階的に百里あるいは千歳の体制を緩和していくという考え方に立っております。

それは平成七年の末にまず百里について行おうと考えておったわけですが、このような財政事情が厳しいということ、実情は減っておるといことも踏まえまして、平成七年度の概算要求において百里基地の二〇四飛行隊F15部隊の領空侵犯措置の体制を緩和しまして、その実施の体制の緩和によりまして約五百時間の飛行時間の節約になる、燃料費、整備費等で約五億円の経費が削減されるということでございますけれども、あくまでこれは緊急発進体制の緩和ということに基づくも

のでございまして、この意味では訓練の体制にということではございません。体制が緩和されることによって経費を節約したと、こういうことでございまして。

○永野茂門君 まだ具体的な例について承りたいことはいろいろあるわけですが、時間がありませんので省略いたします。

こういうように訓練を削減し、そしてまた更新率を抑制していくというようなことは、自衛隊の戦力、これは単に戦闘戦力というわけではなくて、トータルとしてのいろんなことをやる力が低下していくということはもう目に見えているわけでありまして、この影響についてどう評価し、そしてまたそれにどういう対応を総括的にしようとしておるか、防衛庁長官にお伺いいたします。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 委員が御指摘のように、訓練練度等に影響を与えるおそれなきにしもあらずでありまして、防衛庁としましては、今後、日常の部隊運営等の実態を分析し各種のきめ細かな工夫を凝らすことにより、極力練度、部隊運営等に支障を与えることがないように努力をしながら防衛力の質を落とさないように最大の努力を図ってまいりたい、このように考えております。

○永野茂門君 いろいろ御工夫をいただくということは極めて重要なことでありますけれども、訓練の練度の維持でありますとか、あるいは装備の可動率を維持しながら、そしてまた近代化のペースを適切に保つていくようなことは、こういうような削減を行っていくとすると限度を超えてどんどん士気が低下し、そして安全も問題になってくる、こういうような状態になることが非常に憂慮されるわけでありまして。

私は、最近起こっている自衛隊における航空機事故がまだ原因が十分に究明されていないのに、これが今までの訓練の削減であるとかあるいはその他の措置によって、従来もその削減をいろいろ

やっていたわけでありまして、その影響が直ちにこれに影響しているかどうかということについては確実に申し上げることはできませんけれども、これも一つの兆候ではないか、こういうことを特に憂慮いたします。

そこで、本問題についてはこれで打ち切りだと思いますけれども、要は、これ以上の削減は私は恐らくもう自衛隊そのものの動きが全くできない状態に入りつつある、こういうように評価せざるを得ない、こう見ているものでありまして、長官にお願いすることは、概算要求の線は少なくとも本予算において一步も譲らずに確保するということをしっかりとやっていただきたいということが一つ。

それからもう一つは、先ほどから軍縮の問題が出ておりますけれども、自衛隊を合意と言いついて国際貢献を積極化する、また国連の安保理にも常任理事国として入るといようなことについて非常に積極的に社会党が政策を変更し前進しつつあるということについては私は本当に心から喜ぶものであり、それを信ずるものでありますけれども、合意の中で非武装を追求するとか、したがってまた経費節約でありますとか軍縮そのものだけが目的のような、そういうことは先ほどからも若干触れられておりますが間違いであります、やはり情勢に対応した防衛力の規模を検討しながらその妥当な線を維持していくということに對する努力もしっかりとやらねばならぬことにある。この辺の政策の基本的な考え方、与党内におけるあるいは内閣の中における御討議をしっかりとやっていただきたい、こういうようにお願いするものであります。

これについて長官のお考え方を承りたいと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 委員の御意見も十分踏まえまして、全力で我が国の防衛を確立するために頑張つてまいりたい。以上です。

○永野茂門君 もう一つだけ、時間があと数分しかありませんけれども、PKO活動における武器使用について簡単にお承りしたいと思ひます。

平和協力法案では、端的に言って、個人の判断で個人の防護にだけ武器を使用するというものになつていくわけでありまして、これは法案の審議のときから問題でありましたし、その後カンボジアに派遣して、カンボジアの派遣員からの報告で反省あるいは教訓というものが上がってきていると思ひますが、どういう教訓が示されておりますか、承ります。

○政府委員(鈴木勝也君) お答え申し上げます。国際平和協力法のもとの武器の使用につきましては、先生よく御存じのとおり、総則としては第二條第二項がありまして、武力の行使、武力による威嚇に当たってはならないと。しかし具体的には第二十四條の、部隊派遣の場合には三項でございまして、今、先生がおっしゃいましたように、結論から申しますと、武器の使用については万やむを得ない場合に個々の隊員の判断によるということになっていくわけでございます。

今までに部隊派遣の形で自衛隊が国際平和協力業務に参加いたしましたのは、先ほどのカンボジアそれから現在進行中のモザンビーク、そして今度、人道救援でございましてけれどもルワンダと、三つほどございまして。幸いにして今までのところ一発も撃たないで済んでいるわけでございますけれども、確かに御指摘のとおり、カンボジアから帰つてまいりました隊員の中からは、やはり大変不安であった、あるいは大きな心理的な負担を感じたという声が上がっております。

私も、これは現場の声としてやはり真剣に受けとめておりますし、今後の改善策の検討に当たっては重要な材料であるというふうに考えております。

○永野茂門君 時間が参りましたけれども、いずれにしろ武器使用というのはそもそも部隊が攻撃

を受けたような場合にしかないだろうと思ひますけれども、部隊が攻撃を受けた場合にいつ射撃をするか、どういう目標を選ぶのか、いつ射撃を停止するのか、あるいはそうじゃなくて退避するか、逃げるのか、逃げるというか隠れるというのか、安全なところに行くとか、そういうことの判断は部隊としてやるのが一番いいわけですね。それは経験豊富な、そしてまたいろんな活動活動においてどうすべきかということについての戦術を十分掌握しているといえますか、手のうちに入れている指揮官がそういうことを指示するのが一番いいのでありまして、そういうことからこの問題はカンボジアにおける教訓はそのまま残っていきと思うんですね。

法律との関係あるいは憲法との関係があつて大変に難しい問題でありますけれども、これをどういうようにするかということは非常に重要な問題でありますので、私はこの検討を急ぐべきだ、あるいは深くやるべきだと、こう思つておるわけでありまして、それについて今どういうようになさつておるのかということだけを承りたいと思ひます。

○政府委員(鈴木勝也君) 先生がおっしゃいましたとおり、非常にこの問題は難しい要素がいろいろ絡んでいる問題でございますけれども、私どもがとりあえずいたしておりますことは、現行法のもとでも運用の面で何か改善できることはないのかということにまず焦点を当てまして関係省庁間で、これはまだ現時点では実務レベルでございまして、検討を行っているところでございます。

○永野茂門君 時間が参りましたので終わります。

○猪熊重二君 給与法三法について伺ひますが、非常に常識的な素朴な質問で恐縮でございますが、総務庁長官及び防衛庁長官、よろしくお願ひしたいと思います。

御承知のとおり、国家公務員法は国家公務員の給与に關して俸給表を定めろというように規定しています。そして、この俸給表を定めるについては、国家公務員法六十四条二項に次のように規定されています。「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ」と、このように規定されています。結局、俸給表を定めるには、生計費、民間賃金、適当な事情との三項目を考慮して定めろと、こう書いてありますので、今回の改定を含め俸給表の作成についてはこのような三つのファクターをいろいろ検討して定めなきゃならぬということになると思うんですが、この三つの項目のどれにどうアクセントを置くとか置かぬとかということとは別に、いずれにせよこういうファクターを考慮して定めろということを法が規定しているし、今回の改定案もこのような観点から改定案が定められたものであると思うんですが、その点、長官、いかがでしょうか。

○国務大臣(山口鶴男君) 税金で支弁されます国家公務員の給与のあり方につきましては、納税者であります国民の理解と納得を得られるように適正に決定されることが何よりも肝要であると思つております。

また、国家公務員につきましては、労働基本権が制約されているという事情がございます。したがつて、その給与が客観的な基準に基づいて決定されることが当然である。

したがいまして、御指摘のように国家公務員法第六十四条第二項の規定におきまして、国家公務員の給与の根幹をなす俸給表につきましては、その適正を確保すべく給与準則に規定することとした上で、生計費及び民間の賃金実態という客観的な基準及び第三者機関でありますところの人事院が決定するその他の適当な事情を考慮して定めろということになっていると理解をいたしております。

現在のところ、俸給表を初めとする国家公務員の給与につきましては、一般職給与法に基づく給与体系のもとで人事院が官民の給与実態等を調査いたしました上で、官民の適正な均衡を確保すべく所要の給与改定を求める勧告を行っているところでございます。

政府といたしましては、労働基本権制約の代償措置であり人事院勧告制度を尊重するという基本的な姿勢を堅持いたしまして、国政全般との関連も誠意を持って検討いたしました上、できるだけ早期にかつ適切に対処すべく努力をいたしてまいりました。そういう立場から、本年度におきましては、この人事院勧告どおり給与改定を行うということを開議で決定いたしましたので、法案を国会に提案いたしましたこととでございます。

○猪熊重二君 もう少し簡潔な御答弁をお願いしたいと思ひます。

この三項目の中の生計費について伺ひたいんですが、人事院の調査においても物価指数というふうなことを取り上げております。確かに、生計費を考へる場合に物価指数というものの生計費算定の一つの指数にはなると思うんですが、しかし、物価指数の上昇率をそのままスライドさせれば生計費の金額が妥当になるかというと、確かに物価上昇率をスライドさせたという意味では生計費がその限度において上昇するということは言えますけれども、時代は進展し、国民の文化的な生活ということを考へた場合には、単に物価にスライドさせて生計費を上げるだけだったら昔と同じということになるだけで全然生活の進歩はないというふうな考へます。

ところが、今回の人事院勧告に基づく給与改定では、物価指数がわずかですけれども〇・八%上昇していると言つていながら、改定された給与を総体として見た場合には実質的に〇・六%の引き上げにすぎないということになると、物価指数でも〇・八%上昇しているのに総体として〇・六%

ということになると、物価上昇分にも見合わない給与改定じゃないか。これでは生活の質の向上だとか文化的な生活だとかいうものとはほど遠いと思うんですが、この生計費をどのように判断しておられたのか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(杉浦力君) 事務的な点をちよつと……

○猪熊重二君 私は長官に聞いておる。

○国務大臣(山口鶴男君) 人事院勧告は、御案内のように一・一八%の勧告でございます。したがつて、〇・八%の生計費の上昇を十分含んだ上で人事院が客観的に検討されたものと思つております。

ただ、民間の給与実態を見ますと、最近の経済状況から招来したんだと思いますが、ボーナスがやっぱり減少している。そういう状況を踏まえて、期末手当につきましては〇・一カ月カットするという勧告もあわせて人事院がいたしたというふうに承知をいたしております。したがいまして、給与月額につきましては、生計費の上昇も加味して一・一%の上昇ということでありますので、そういう点では委員御指摘の点は人事院も十分配慮されたのではないかと、かように考へておる次第であります。

○猪熊重二君 私が今、人事院に聞いていますんじやないんだ、大臣に聞いていますんだということ言つたのは、なぜかと言へば、この法律案の提案理由に書いてあるでしょう。「政府としては、その内容」——「その内容」というのは人事院の勧告ですよ。「その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、この法案をつくつたんだ」と書いてあるんです。だから人事院の問題ではないんです。政府の問題なんです。だから、政府の所掌事務の所管大臣である大臣に伺つています。余計なことなんだ、あなた言うのは。

次に、このファクターのうちの民間賃金につい

て伺いますが、民間賃金というのは、結局は一口に言えば企業の賃金ということだろうと思うんです。企業の賃金ということになれば、企業そのものが営利集団ですから、もうかつたときには給料が上がるかもしれないし、もうからぬときには給料が下がるかもしれない。民間の賃金というのは、そのような企業の営利集団である性質からして当然に営業損益に影響される。これに対して公務員の職務というのは、こんな利潤追求とか景気がいいからもうかつたとかなんということとは無関係な公共的な行政事務をやっているわけです。

それにもかかわらず、考慮するフアクターの一つに民間賃金を加えていることの意味、そして人事院勧告等を見ると民間賃金のことだけが給与の上昇、下降についての大きなフアクターになっていて、生計費とかそういう問題はほとんど考慮されていらないように私には見える。だから、民間賃金にそれだけ準拠するということが公務員の職務内容等から考えてみてどの程度まで妥当であるかどうかというふうなことに付いて、長官としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(杉浦力君) 人事局長ですが、事務的にちょっと……

○猪熊重二君 要らぬと言っているのに。時間がなくなってしまう。

○政府委員(杉浦力君) 申しわけありませんが、ちょっと実務的な御説明を申し上げさせていただきます。

先生おっしゃいますように、国家公務員の職務と、それから営利企業の民間企業であります従業員の職務内容については必ずしも同一の職務でないというのは先生御指摘のとおりであります。

現在、国家公務員の給与を決めるに当たりまして、先ほど大臣から申し上げましたように、国民の理解と納得が得られるような適正な水準でやらざるを得ない。現在、その具体的な客観的基準というのはどんなものがあるかということを考えま

すときには、民間の賃金水準というのは非常に大きな客観的な水準だろうと思っております。なおかつ、民間の給与水準に準拠するというためには、民間の中身を調べる場合にも、先生御案内かと思いますが、職種別とかそういう点のいろいろ細かい情報を人事院の方で調査されまして、その上で関係ある一般職の職員との関連を見ながら決定されているわけでありまして。

私も、その中身を拝見いたしました。従来どおりの動きでもあるし、それからほかに適切に判断するものもないということもございします。適切なものと考えまして今回の法案の提出をさせていただいたわけでありまして。

○猪熊重二君 あなたが答弁したからといって私は全然それを聞いてないんです。なぜかと言えば、人事院の見解を聞いてるんじゃないんです、私は。

○政府委員(杉浦力君) 人事院から情報をいただきました。勧告をいただきました。判断した結果の……

○猪熊重二君 あなたに聞いてるんじゃないんです、私は。

なぜかという、基本的な問題なんです。だから大臣に私も素人として質問している。だから、素人でもいいから私の疑問に大臣として答えてくれという趣旨で私は質問しただけなんです。

ただ、もう時間がないから、防衛庁長官に一言だけ聞いておきたい。

要するに、防衛庁ないし自衛隊がどうであるとかこうであるとかいうことを抜きにして、例えば現在ザイルに派遣されている自衛隊の皆さんは、採用される時にはそんなところまで行かされるかどうかということをお知らせで採用されているんです。だけれども、法律改正して行けということになったから行くと。私は、この給与に関連して、国内にいる自衛隊員の一般給与体系をPKO活動で海外に派遣されている自衛隊員に

そのまま適用するということは果たして妥当なんだろうかなんだろうか、派遣したことの当否だとかそういう問題は一切抜きにして。

要するに、自衛隊員だって特別職の国家公務員として一生懸命仕事をしているわけですよ。国内で仕事をしているのと同じ給与体系ではちょっとかわいそう過ぎるんじゃないか。私が自衛隊員だったらあっちへ行くのはやめたと言いたいくらい。だから今、PKO法、PKFは凍結されているけれども、いろいろ現状あるいは将来を見きわめて、海外にこのような形で派遣される自衛隊員については別個な給与体系というものがあつて当然じゃないだろうか。それは国費輸送とかあるいは在外公館への派遣とか、一時的というかそういうふうなものとは違って、少なくともPKOによる海外派遣の自衛隊員については別個な給与体系というものを考慮して当然じゃないだろうかと思ふんですが、その辺をどんなふうに考えておられますか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) PKO協力法に基づき派遣される自衛隊員の給与につきましては、現行給与制度のもと、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することといたしているわけでありまして。その手当は勤務先の環境その他によっていろいろと段階が異なりますので、我々としてはこの協力手当を支給するということによって対応してまいりたいと、こう考えてやっております。

○猪熊重二君 終わります。

○藤田弘君 最初に、給与法改正の問題であります。今回の給与改定は人事院勧告史上最低水準のペアである上に○・一カ月の一時金カットが加わっており、公務員労働者の生活に深刻な打撃を与えるものだ指摘せざるを得ません。このことを最初に申し上げて、私は具体的な問題として筑波研究学園都市移転手当の問題について質問をしたいと思います。

周知のとおり、ここで働く東京から移転した職員には筑波研究学園都市移転手当が支給されております。しかし、その後人事院の勧告に基づいて、行政職それから医療職の職員は二年に1%ずつ手当が低減していく、こういうことになっております。その結果、現在では研究職あるいは教育職は10%、行政職は7%、それから手当がゼロだという方もいる。同一の研究所においてこういう著しい格差が生まれております。同じ研究をし、そして一体となって研究をしていく、その同じ内部でこういう格差が著しく拡大しているということ、現場ではこういうものを是正してほしいという要求が非常に強く起こっております。これは当然善処すべきと考えますが、いかがですか。時間があれですからこれが一つ。

筑波研究学園都市の問題でもう一つお聞きし、合わせて二点お聞きしたいんですが、この手当そのものをもう廃止すべきだということや、昨年の四月、衆議院の科学技術特別委員会中島元科学技術庁長官が、この手当というのは確かに一時的な手当ということで出されたものではあるけれども、この制度は研究機関における人材確保、人事交流上考慮すべき事項を含んでおり、これにかわる恒久的手当を措置する必要があるとして人事院に要請しているところである、このように科学技術庁長官は答弁をされております。

この件については、筑波の生活環境とか研究機関に働く研究者の状況などを考慮するとともに、関係者や関係団体の意見を十分に聞いて何らかの措置について前向きに検討されるべきではないかというふうに思っています。

以上二点について質問いたします。

○政府委員(丹羽清之助君) 先生御承知のように、筑波研究学園都市移転手当と申しますのは、当初首都への過度の人口の集中を緩和するあるい

は高水準の研究教育の効率的推進を図るといことを目的といたしまして筑波研究学園都市への研究機関等の移転を円滑にするために、調整手当の支給地域である東京から非支給地域でございす筑波研究学園都市地区への研究機関等の移転に伴いまして職員等の異動があるわけでございすが、この職員の異動促進、円滑にするという趣旨で設けられた手当でございす。

したがって、この手当はあくまでも移転手当でございまして、基本的には研究学園都市の成熟の度合い等に依りまして取れんしていくべきものであると考えておるわけでございす。また、手当の趣旨から申しましても、移転職員とそれ以外の職員で手当の取り扱いに差があるのもやむを得ないのではなからうかと考えております。

ただ、いずれにしても、この手当につきましましては、平成八年末までにその改廃に関する勧告を行うよう給与方法により人事院に対して求められているところでございす。したがって、今後の取り扱いにつきましては、これまでも関係職員団体等の意見も十分聞いておるところでございすが、今後とも引き続きまして関係職員団体等の意見も聞きながら、筑波研究学園地区の生活環境の状況それから研究機関の充実の状況、さらには民間における賃金、物価及び生計費の状況等も踏まえまして、その適切な結論を得べく私ども慎重に検討してまいりたい、かように思っております次第でございす。

○藤澤弘君 十分な検討をしていただきたいと思ひますし、また格差やむを得ないというのではなくその点もなくしていくと、もちろん高い方向でなくしていくことで検討をしていただきたいというところを改めて申し上げておきたいと思ひます。

その次に、官民給与の比較方法の見直しについて質問をいたします。

先ほどもこの問題は出たんですが、現在、百人以上の企業と比較をしている。これにどれだけの

科学的根拠があるのかということについて、もう既に何回かこの委員会でも議論をされたところであります。きょうは私は、その問題すべてを繰返すのではなくて、次の点について質問をいたします。それは昨年の四月、中央労働委員会の調停委員長口頭説明というのがありました。これは争議があつて、そういう説明が行われた。この説明の中で、四現業すなわち印刷、林野、造幣それから郵政については、「中労委としても、国営企業における官民比較手法の見直しについて、検討を開始すべき時期に至っているものと判断する。そして、可及的速やかに結論を得るために、然るべき措置を講ずることとしたい。」と、そういうふう述べておられます。また、仲裁委員長は、同じく中労委としても官民比較の方法について検討するとの談話を発表しておられます。

人事院としても、この四現業、国営企業が検討を開始したということであるわけですから、これを機会に人事院として官民比較のやり方、企業の比較の際の規模、これについて検討をしていくべきだということふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(弥富啓之助君) お答えを申し上げます。

ただいま委員が仰せられましたとおり、国営企業における官民比較方法、この見直しにつきましては、ただいま中労委におきまして規模問題を含む幅広い観点から検討されているというところは十分に承知をいたしております。人事院といたしましても、その動向を注意深く注視をしているというところでございす。

ただ、人事院といたしましては、官民双方の実情の変化に伴ひまして、職責段階いろいろあります。その変化に伴ひまして、従来の比較方法に適正を欠くところが出てくればその都度見直しをしていくということを基本にいたしまして、現実にはここ数年のところ比較方法の見直しをしてきているところでございす。御承知のとおりでございす。

います。

今後とも各方面の意見を踏まえながら検討を進めていく所存でございすが、いずれにいたしましても比較方法の民間準拠の基本となるというものでございすので、国民のこれは理解と納得を得ることがぜひ必要である。そういうことで、我々としたしましていただいま仰せられました中労委の検討状況を注視しながら慎重に対処していくという考えでございす。

○藤澤弘君 次に、防衛庁長官がおいでですのでお伺いしたいと思います。

TMDのことについてお聞きをいたします。防衛庁長官は、九月十五日に米国でペリー国防長官と会談をされております。アメリカ側がTMD計画の開発への日本の参加を要請したのに対し、長官は検討するということでも年内にも日米で共同研究を開始するということとを合意したというふうに報道されております。

ところが一方で、TMDについては日米作業グループというのが存在しても既に二回、二日ほど前の新聞では三回目の会合が開かれたというふうに報道されておりますが、ここで第一に質問したいのは、共同研究を開始するということと作業グループは既にやっておるとするのは、これはどこに違いがあるのかということなんです。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) まず、経過から御説明申し上げたいと思ひます。

戦域ミサイル防衛につきましましては、あくまでも専守防衛の観点に立ちまして、まずもって我が国の防衛政策上の位置づけ及び我が国の対応について政策判断を行う必要があり、そのためには弾道ミサイルの脅威の現状、TMDの具体的内容、その技術的可能性、費用対効果等多岐にわたる問題について検討する必要があると考えております。

このため、TMDに関する日米作業グループを合を昨年十二月及び本年五月に開催し、TMDの具体的内容についてアメリカ側から説明を受けてきたところであります。

さらに、御指摘のとおり、去る九月十五日の日米防衛首脳会談におきまして、今後我が国の政策判断の資料とするため日米合同で弾道ミサイル防衛に関する研究を行っていくことと合意し、これを受けて十月二十五日及び二十六日の二日間におたり開催をいたしました日米TMD作業グループ会合において、今後の日米共同研究の進め方について協議したところであります。

以上です。

○藤澤弘君 私が一つ疑問に思ひますのは、日米共同開発に参加することが前提で共同研究とか作業グループとかというものが設置され進められているというのではないんだらうかということなんです。これからいろいろな研究をしたその結果あやっぱりやめようという話じゃなくて、もうとにかく参加するということがある前提になつていて、いろんな共同開発とか作業グループとかいうのがつくられていくんじゃないかという疑問を持たざるを得ないんです。

と申しますのは、ことし八月十二日に村山総理に提出された防衛懇の答申には、「日本自身が、弾道ミサイル対処能力を、もつ必要がある。そのために、この分野の研究が最も進んでいる米国と提携しつつ、その保有に向けて積極的に取り組むべきである。」しかもその後継に続けて、「このようなシステムは、米軍との提携が不可欠であり、統合的な部隊運用の体制を必要とするものであることに、とくに留意すべきである。」と、そういうふうにかかれていて、だから日本がそういう能力を持つ必要がある。その際にはアメリカとの提携が不可欠である。研究が不可欠だということだけじゃなくて、部隊運用の体制は米軍とともにやるということが不可欠だと、そういうふうにかかれておる。

長官は、この前のペリー国防長官との会談で、この答申の内容も説明して、共同開発するかどうかについて真剣に検討していきたい、こう表明されたということなんです。ですから、日本が必要

だと、そのためには米軍とともにやる必要があるということだ。共同で開発していくということも前提になって研究が進められている、そう理解せざるを得ないんですが、そういうことなんですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 先ほどの御説明を申し上げましたように、あくまでも専守防衛の観点に立つて我が国の政策判断というものが必要である、こういう観点が最も大事であるという点でございます。防衛懇の御意見もありますけれども、我が国は日本の国を弾道ミサイルの攻撃から守るためにはどういふような観点に立つたらいいか、これに対しては多大なる関心を持つておるわけでありまして、これをどのように今後進めていくかという政策判断はこれからしなきゃならぬわけでありまして、だからそういう意味において、必ずしも日米共同開発を前提として進めておるものではないということだけを明確にしておきたいと思っております。

○藤澤弘君 時間がありませんので最後ですが、村山内閣の閣僚として山口長官に質問したいと思っております。

このTMD参加の問題についてどのように考えておられるか。これはかつてのSDIの問題のときにもありましたように、憲法にもかかわってきますし、また宇宙の軍事利用を禁止した国会決議にもかかわってくる重大な問題です。そういう問題を無視して行政がどんどん進めていいという問題では決まないと私は思いますし、閣僚としての山口長官の御見解を伺って私の質問を終わります。

○国務大臣(山口鶴男君) 所管外の問題ですけれども、私としては、この戦域防衛ミサイル網の問題につきましてはさまざまな点で問題があるのではないかと。御指摘の点もございまして費用対効果の問題でもいろいろ問題がある、こう認識をいたしております。

ただ今回、八月の概算要求を決定いたします

際、与党の防衛調整会議でこの問題は議論になりました。我が党は、先ほど私が申し上げたような見解を持っておりましていろいろ議論をしたようございまして、結局、防衛庁側からニュートラルの立場でこの調査研究は行おうのだ、決して決めている問題ではない、あくまでもニュートラルの立場であるという説明があったので二千万円の概算要求について了承したというふうに承っております。

○藤澤弘君 終わります。

○委員長(岡野裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の修正について藤澤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。藤澤弘君。

○藤澤弘君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。

提案の第一の理由は、政府案が人事院勧告史上最低の一・一八%という低率の給与改定に加え、期末勤勉手当の支給月数を〇・一カ月切り下げることとしているためであります。この措置は、低率ペアをさらに切り下げ、ペアは年間でわずか〇・六%となり、昨年度の消費者物価上昇率一・二%に遠く及ばず、公務員労働者とその家族の生活に深刻な打撃を与えるものであります。したがって、公務員とその家族を擁護する立場から、期末勤勉手当の現行年間支給月数五・三カ月を維持しようとするものであります。

提案の第二の理由は、期末勤勉手当切り下げの根拠となっている人事院の官民比較方法に問題があることです。それは、人事院調査の民間の一時

金支給月数が日経連や東京都の調査を大きく下回っていることにもあらわれております。

次に、修正案の概要を申し上げます。政府提出の一般職職員給与法改正案が、期末手当を年間〇・一カ月切り下げている第十九条の四第二項の改正規定を削除し、現行の支給月数を維持するものです。

なお、本修正案に要する費用は、約百九十二億円の見込みです。

以上が修正案の提案理由とその概要であります。委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(岡野裕君) ただいまの藤澤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。山口総務庁長官。

○国務大臣(山口鶴男君) ただいまの一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○委員長(岡野裕君) これより三案及び修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

初めに、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。まず、藤澤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 少数と認めます。よって、藤澤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡野裕君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時四十四分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十九条の四の改正規定を削る。

この修正の結果必要となる経費は、約百九十二億円の見込みである。

十月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第一九号)

一、人事院勧告早期完全実施に関する請願(第二三三号)

一、従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第二七号(第六八号)(第六九号))

一、共済年金の併給調整の緩和に関する請願(第七一号)

第一九号 平成六年十月四日受理
従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 福島県相馬市黒木字北台八四 佐伯言子外四十九名

紹介議員 久保田真苗君

一、国会は先の大戦に対する反省決議をし、旧日本軍従軍慰安婦等に対し、日本政府が早急に個人補償を行うこと。

理由

戦後五十年を迎えようとする現在、日本には様々な戦後補償問題が噴出してきている。取り分け、従軍慰安婦問題は、人権を無視し、被害者の肉体的・精神的苦痛は、今もなお、言語に絶するものがある。村山総理はフリーピン訪問の際、現地の被害者の叫びを直視し、帰国後は、深い反省の気持ちに立ち、不戦の決意を固めると言ったが、従軍慰安婦に対しては幅広い国民参加の道を探索するとして、民間募金による「見舞金」構想を示し、個人補償は行わないことを打ち出した。しかし私たちは、国の犯した過ちは、国がその責任を持ち、償い、再び過ちを繰り返さない決意をまず示すべきと考える。「国際法律家委員会」は「日本は被害者一人に対し四万ドルの補償をするべきだ」と日本政府に勧告、関係国並びに国際司法裁判所へも働き掛けると聞いている。私たちは、日本が世界に信頼される国となるためには、先の大戦は国家が犯した大きな過ちとして直ちに反省し、慰安

婦を始めとする被害者に具体的な形で国家の名において償いをする事を重ねて強く要請する。

第二三三号 平成六年十月五日受理

人事院勧告早期完全実施に関する請願

請願者 島根県松江市西長江町二三九 柳浦龍郎外五百八十名

紹介議員 岩本 久人君

一、平成六年人事院勧告早期完全実施を行うこと。

第二七号 平成六年十月五日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市中丸町四八六ノ八 江草延博外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六八号 平成六年十月六日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(五通)

請願者 静岡市籠上八ノ四四 笠井裕乃外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第六九号 平成六年十月六日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 長野県大町市大字平二、八一ノ一 山田真知子外四十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七一号 平成六年十月六日受理

共済年金の併給調整の緩和に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂十五条三ノ六八 五 林信次外三百四十九名

紹介議員 会田 長栄君

昭和六十一年度の年金制改正に伴い、一人一年金制の導入は、共働きの遺族にとって、一生をかけたの長年の苦労が認められず、段階的な手だても無く、配偶者の遺族年金は、一挙に〇%の掛け捨てとなった。年金の掛金に対するシステムも変わらぬまま、従来の既得権・期待権を無視し、遺族の犠牲多大なこの制度では、共働きの安心して働けない。相互扶助とは言いが、現職中、長期間負担をしてきて、その何分の一も報いられず、遺族にとっては、制度の理不尽を感じざるを得ない。平成六年度の今回の遺族年金の改善で、C型が特設されたのは、共働きの考慮しての一步前進と評価できる。しかし、夫と妻、ほぼ同額の年金額である場合の共済年金受給者にとっては、A、B、C、いずれの場合も、自分の働いた分と遺族としての配偶者の分の併給がほとんど反映されないと言え。そこでD型として、配偶者の二分の一と自分の四分の三の年金の支給を強く要望する。基本的に、働きがいを実感できる老後が約束される社会こそ、私たちが望んでいる社会である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、寡婦(夫)加算はどんな場合でも、掛金年数に比例した額を付けること。
二、D型として、配偶者の二分の一と自分の四分の三支給の年金型を新設すること。

十月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第十条の三第一項第一号中「二十九万四千円」を「二十九万九千円」に改め、同項第二号中「五万百円」を「五万五千円」に改める。
第十一条第四項中「千円」を「二千円」に改める。

第十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(前項の規定による額が四万円以下となる職員を除く。)の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合における同項の規定による額の合計額とする。

第十九条の二第一項中「三千二百円」を「三千三百円」に、「一万四千円」を「一万五千円」に、「五千六百円」を「六千円」に、「四千八百円」を「四千九百五十円」に、「二万千円」を「二万二千五百円」に、「八千四百円」を「九千円」に改め、同条第二項中「一万五千円」を「一万六千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第二十二條第一項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円	円	円	円	円	円
249,500	268,500	289,300	323,400	362,000	411,400
258,300	277,600	299,000	335,300	374,500	426,400
267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
276,000	296,200	319,200	359,100	399,900	456,700
284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,900
293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
331,400	354,900	380,100	431,700	476,500	549,900
341,300	364,600	390,200	443,200	487,700	562,000
351,100	374,000	400,200	454,500	498,100	570,000
360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
378,700	398,300	427,700	479,800	518,700	588,600
385,600	404,800	435,000	485,200		
392,200	410,500	439,900	489,800		
396,800	415,400	444,500	494,100		
401,300	420,100	448,900			
405,800	424,400	452,800			
410,200	428,300	456,600			
414,300	432,000				
418,000					
421,600					

十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 180,500	円 212,400	円 229,700
2	132,300	167,200	187,300	220,400	238,300
3	136,500	173,700	193,900	228,600	247,100
4	141,000	180,500	200,500	237,200	255,600
5	145,900	186,200	207,500	245,900	263,900
6	151,600	191,100	215,200	254,300	272,300
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700
8	163,200	200,700	230,000	270,700	288,900
9	167,600	205,100	236,400	278,700	297,200
10	171,000	209,500	242,600	286,600	305,500
11	173,900	213,900	248,700	294,400	313,700
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700
13	179,200	222,600	260,100	309,600	329,700
14	181,400	226,000	265,500	317,100	337,400
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600
17		235,300	280,200	335,000	354,900
18		238,200	284,100	339,200	359,300
19		240,200	287,700	343,300	363,400
20			290,600	346,300	367,200
21			293,400	349,200	370,500
22			296,100	352,000	373,800
23			298,800	355,000	377,200
24			301,300	358,100	380,500
25			303,800	361,000	383,300
26			306,200	363,800	386,100
27			308,600	366,200	
28			311,000	368,600	
29			313,400		
30			315,700		
31			317,900		
32			320,100		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二

ロ 行政職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	161,300	179,000	195,700	220,500	248,100
2	118,500	167,800	184,500	201,400	227,200	255,200
3	122,200	173,400	190,100	207,500	233,900	262,400
4	125,800	178,900	195,700	213,900	240,700	270,200
5	129,200	183,800	201,300	220,400	247,400	278,000
6	133,200	188,700	207,300	226,900	254,100	286,200
7	137,800	193,600	213,400	232,900	260,600	294,500
8	142,500	198,500	219,400	238,700	266,600	303,000
9	148,300	203,400	225,400	244,400	272,300	311,400
10	154,300	208,400	231,200	250,100	277,900	319,600
11	161,100	213,500	236,700	255,400	283,600	327,700
12	167,600	218,400	242,100	260,500	289,300	335,800
13	173,100	223,200	247,300	265,600	295,000	343,700
14	178,200	227,900	252,300	270,700	300,600	350,800
15	182,600	232,500	257,200	275,700	306,200	357,800
16	186,900	236,800	262,000	280,900	311,600	364,700
17	191,100	240,800	267,000	285,500	316,900	371,400
18	195,000	244,700	272,000	289,900	321,800	377,500
19	198,400	248,400	276,700	293,700	326,400	383,100
20	201,100	251,100	281,000	297,300	330,700	388,200
21	204,000	253,400	284,300	300,700	334,800	393,100
22	206,900	255,800	287,300	304,100	338,700	397,400
23	209,700	258,000	290,000	307,200	341,600	400,800
24	212,500	260,200	292,700	310,300	344,400	
25	214,900	262,300	295,100	313,100	346,900	
26	217,200	264,400	297,500	315,800	349,300	
27	219,400	266,700	299,900	318,300	351,700	
28	221,600	268,900	302,300	320,600		
29	223,700	271,000	304,600	322,800		
30	225,700	273,000	306,900	325,000		
31	227,600	275,000	308,900			
32	229,400	276,900				
33		278,800				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 213,600	円 250,800	円 290,200	円 323,400	円 362,000	円 411,400
2	152,500	221,700	259,700	299,800	335,300	374,500	426,400
3	159,000	230,000	268,900	309,500	347,200	387,200	441,500
4	167,800	239,100	278,000	319,500	359,100	399,900	456,700
5	174,600	247,800	287,200	329,800	371,000	412,900	471,900
6	181,600	256,200	296,700	340,000	383,000	425,700	487,200
7	188,300	264,600	306,300	350,000	395,300	438,400	502,800
8	195,000	272,900	315,900	360,000	407,600	451,100	518,600
9	201,600	281,000	325,600	370,000	419,900	463,800	534,300
10	208,400	289,300	335,400	380,100	431,700	476,500	549,900
11	216,100	297,500	345,200	390,200	443,200	487,700	562,000
12	223,400	305,800	355,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	230,500	313,800	364,700	410,300	464,100	506,900	577,600
14	236,900	321,700	374,100	420,000	472,000	514,100	583,800
15	243,100	329,700	383,200	427,700	479,800	518,700	588,600
16	249,200	337,000	391,200	435,000	485,200		
17	254,800	342,500	398,300	439,900	489,800		
18	260,200	346,800	402,900	444,500	494,100		
19	265,500	350,900	407,300	448,900			
20	270,800	354,500	411,800	452,800			
21	275,700	358,000	416,200	456,600			
22	280,200	361,000	420,500				
23	284,100	364,000	424,700				
24	287,700	366,900	428,300				
25	290,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	207,600	240,600	259,300
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100
3	153,900	196,900	221,500	257,900	276,900
4	160,800	203,600	228,100	266,700	285,900
5	167,900	209,000	234,500	275,500	294,600
6	175,100	213,300	241,700	284,300	303,200
7	183,200	217,300	248,800	293,000	312,000
8	190,100	221,700	254,500	301,300	320,800
9	192,800	224,900	260,100	309,600	329,200
10	195,500	228,000	265,700	317,600	337,600
11	197,500	231,000	271,100	325,600	345,000
12	199,400	234,000	276,400	333,500	351,500
13	201,200	237,000	280,900	339,300	357,900
14	202,800	240,000	285,200	344,200	364,200
15		242,100	289,000	348,900	370,000
16			292,700	353,300	375,700
17			294,900	357,000	380,800
18				360,400	385,100
19				363,500	389,400
20				366,500	393,300
21				369,200	396,100
22				371,900	
23				374,300	
24					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	—	225,600	259,800
2	154,100	169,200	194,500	232,900	268,700
3	160,700	176,100	202,300	241,000	277,700
4	167,500	185,100	210,100	249,700	286,700
5	174,200	194,300	217,100	258,600	295,600
6	182,500	201,400	223,900	267,500	304,200
7	191,600	208,400	230,700	276,400	313,000
8	198,700	215,300	237,300	285,300	321,400
9	205,700	221,600	245,200	294,200	330,100
10	212,600	228,000	252,900	302,300	338,600
11	218,800	234,600	260,700	310,500	347,100
12	225,200	241,300	268,500	318,700	355,600
13	231,800	248,900	276,400	326,900	364,000
14	238,400	256,400	284,000	335,200	372,400
15	246,000	264,100	291,600	343,000	380,800
16	253,500	271,700	299,500	350,900	389,000
17	260,700	278,700	307,600	358,800	397,000
18	267,400	285,700	315,800	366,800	404,100
19	273,700	292,800	324,100	374,700	410,600
20	280,200	299,700	331,800	382,400	415,100
21	286,800	306,600	339,700	390,000	419,300
22	293,200	313,400	347,600	397,100	423,300
23	299,800	320,200	355,600	403,600	427,200
24	306,100	326,900	363,500	407,900	431,000
25	312,100	333,700	371,200	411,900	434,200
26	318,300	340,600	378,800	415,600	437,400
27	324,200	347,700	385,900	419,300	
28	329,800	354,000	392,400	423,100	
29	334,300	359,600	396,700	426,100	
30	338,600	364,600	400,700	429,100	
31	343,200	369,600	404,400		
32	347,800	373,000	408,100		
33	350,400	376,300	411,900		
34		379,600	414,900		
35		383,000	417,800		
36		385,700			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 278,800	円 298,000	円 318,600	円 350,100	円 385,600	円 425,800
288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
345,900	366,700	389,200	422,100	464,600	518,600
355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
423,200	441,000	468,400	497,500		
430,000	446,900	473,500	501,900		
435,700	452,600	478,400	506,000		
440,400	457,200	483,200			
445,000	461,700	487,200			
449,300	465,600	491,000			
453,500	469,300				
457,200					
460,800					

院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表（二）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 207,600	円 240,600	円 259,300
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100
3	154,100	196,900	221,500	257,900	276,900
4	161,500	203,600	228,100	266,700	285,900
5	169,200	209,000	234,500	275,500	294,600
6	176,900	214,200	241,700	284,300	303,200
7	183,700	219,000	248,800	293,000	312,000
8	190,100	223,800	255,300	301,300	320,800
9	194,200	228,300	261,600	309,600	329,200
10	198,200	232,700	267,900	317,600	337,600
11	202,200	237,400	274,000	325,600	345,700
12	206,100	242,600	279,800	333,500	353,400
13	209,800	247,800	285,500	340,400	361,000
14	213,200	252,800	291,200	346,300	368,600
15	216,500	257,400	297,000	351,900	375,500
16	219,700	261,600	301,900	357,100	381,800
17	222,900	265,300	306,800	361,300	387,800
18	225,500	269,000	311,200	365,000	392,500
19	228,000	271,100	314,900	368,700	397,000
20	230,300		317,800	372,200	401,100
21	232,300		320,400	375,600	404,700
22			323,100	378,400	407,500
23			325,700	381,100	
24			328,400	383,500	
25			331,000		
26			333,200		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	円 244,800	円 285,700	円 319,800	円 356,500	円 440,600
2	158,800	210,000	253,000	296,800	330,800	369,500	453,800
3	168,000	218,300	261,300	307,800	342,000	382,500	466,900
4	177,300	226,400	271,300	318,700	352,900	395,400	480,000
5	186,700	233,800	281,200	329,400	363,800	408,200	492,800
6	196,700	241,100	291,100	339,800	374,600	420,800	505,300
7	206,400	247,600	300,500	350,000	385,100	433,300	517,800
8	212,700	254,000	309,700	359,700	395,400	445,800	529,700
9	218,400	261,400	318,000	369,300	405,400	457,900	540,700
10	222,800	268,400	326,200	378,300	415,300	469,400	549,900
11	226,300	275,100	334,400	386,900	425,100	480,800	559,000
12	229,700	281,300	342,300	396,400	434,700	492,100	567,300
13	233,100	286,900	350,100	405,800	443,900	502,100	574,900
14	236,300	292,400	357,800	414,900	452,900	511,100	580,700
15	239,500	297,200	365,500	422,800	460,300	519,100	585,300
16	242,700	301,900	372,900	430,700	466,800	526,700	
17	246,000	306,500	380,200	438,500	472,900	533,500	
18	249,200	309,800	387,000	444,400	478,600	538,700	
19	251,300		391,000	449,100	484,200	543,700	
20			394,900	453,800	489,600	547,900	
21			398,800	458,400	494,200	552,000	
22			402,600	462,800	498,300		
23			406,400	467,100	502,200		
24			410,100	471,300	506,100		
25			413,700	475,100			
26			417,100	478,800			
27			420,500	482,500			
28			423,900				

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表（二）

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額
1	円 —	円 —	円 198,100	円 223,400	円 253,800	円 285,300
2	134,600	168,500	204,500	230,200	261,700	293,200
3	138,300	176,100	210,300	237,400	269,800	301,100
4	143,000	184,400	216,600	245,300	277,400	309,000
5	148,500	191,500	223,300	253,400	284,300	317,000
6	154,300	197,600	230,100	261,200	290,900	325,300
7	161,000	203,700	237,300	268,800	297,300	333,700
8	168,200	208,700	245,100	275,400	303,500	342,200
9	175,200	214,400	253,000	281,700	309,500	350,600
10	183,100	220,200	260,600	288,000	315,500	359,000
11	190,100	226,100	267,800	294,000	321,600	367,400
12	196,100	232,100	274,100	299,600	327,700	376,100
13	202,000	237,700	280,300	304,800	333,800	384,400
14	206,900	243,600	286,500	309,900	339,600	392,400
15	211,800	249,500	292,000	314,800	345,500	399,700
16	216,700	255,200	297,400	319,600	351,000	406,800
17	221,500	260,800	302,200	323,900	356,100	413,500
18	225,900	266,100	307,000	328,100	360,900	419,900
19	230,600	271,400	311,600	332,200	364,400	426,000
20	234,800	276,000	315,600	335,800	367,900	431,700
21	237,800	279,900	319,200	339,400	371,400	436,900
22	240,700	283,100	322,300	342,500	374,800	441,400
23	242,700	286,200	325,400	345,300	378,200	445,100
24		288,900	328,200	348,100	381,600	
25		291,400	330,600	350,800	384,600	
26		293,800	333,100	353,300	387,500	
27		296,200	335,700	355,800	390,400	
28		298,300	338,200	358,300		
29		300,400	340,700			
30			342,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	243,500	277,900	349,000
2	158,100	198,800	252,300	288,800	361,000
3	165,900	207,100	261,300	299,800	373,000
4	175,600	215,600	270,600	310,800	385,000
5	185,700	224,500	280,400	321,800	397,200
6	193,100	233,300	290,300	333,000	409,200
7	200,200	242,100	300,500	344,000	421,100
8	207,500	250,900	310,900	355,100	433,000
9	215,400	259,700	320,700	366,100	445,000
10	224,100	268,700	330,500	377,000	457,000
11	230,900	277,800	340,300	387,600	469,200
12	239,100	286,700	350,000	397,100	481,500
13	247,000	295,600	359,800	406,500	494,000
14	254,600	303,300	369,500	415,700	506,600
15	261,700	311,000	379,000	424,600	519,500
16	268,800	317,800	388,100	433,100	531,900
17	275,200	324,400	397,200	441,400	543,000
18	281,600	331,100	405,700	449,500	554,000
19	287,800	337,600	413,900	457,300	564,700
20	293,700	343,900	421,900	464,900	574,800
21	299,600	350,200	429,600	472,500	584,000
22	305,100	356,500	437,200	480,000	591,100
23	310,200	362,700	444,000	486,800	596,200
24	315,300	368,800	450,700	493,500	601,000
25	319,500	374,800	455,500	499,600	
26	323,600	380,200	459,400	503,900	
27	327,500	384,400	463,300	507,500	
28	331,200	388,200	467,200	511,000	
29	334,000	391,900	470,500		
30	336,700	395,500	473,700		
31	339,400	399,100			
32	342,100	402,700			
33	344,700	406,200			
34	347,300	409,400			
35	349,900	412,500			
36	352,400	415,500			
37	354,800				
38	357,200				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表（二）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	298,900	398,000
2	144,800	187,300	308,800	408,200
3	151,200	193,900	318,700	418,500
4	158,100	200,500	328,600	428,700
5	165,800	207,600	338,500	438,900
6	174,600	214,900	348,400	449,200
7	183,900	222,500	358,300	459,500
8	190,300	230,300	368,200	469,900
9	196,700	238,300	378,100	480,400
10	203,100	246,600	388,200	491,100
11	209,800	255,100	398,100	501,900
12	216,600	264,600	408,000	511,600
13	223,800	274,100	417,500	520,300
14	231,300	283,600	426,900	528,000
15	238,900	293,200	436,300	532,600
16	246,700	302,800	445,700	
17	254,300	312,400	455,000	
18	261,800	322,300	464,400	
19	269,200	332,000	473,800	
20	275,800	341,700	482,400	
21	282,300	351,200	490,800	
22	288,400	360,700	499,000	
23	294,500	370,100	506,000	
24	300,600	379,500	510,200	
25	306,700	388,400		
26	312,700	396,700		
27	318,700	405,000		
28	324,700	413,400		
29	330,300	421,700		
30	334,500	428,900		
31	338,500	435,900		
32	342,300	441,700		
33	345,800	446,900		
34	348,600	451,800		
35	351,300	456,300		
36	353,900	459,300		
37	356,400			
38	358,900			
39	361,100			
40	363,300			

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表（三）

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	259,000	393,700
2	144,800	160,200	268,900	402,700
3	151,200	168,300	278,900	411,700
4	158,100	177,100	288,900	420,700
5	165,800	187,300	298,900	429,800
6	174,600	193,900	308,800	439,000
7	183,900	200,500	318,700	448,400
8	190,300	207,600	328,600	457,300
9	196,600	214,900	338,500	465,600
10	202,900	222,500	348,300	473,700
11	209,200	230,300	358,100	481,400
12	215,600	238,300	367,200	489,000
13	222,200	246,600	376,100	495,700
14	229,300	255,100	385,000	501,000
15	236,100	264,600	393,800	505,100
16	242,900	274,100	402,300	
17	249,400	283,600	410,700	
18	255,700	293,200	419,200	
19	262,000	302,800	427,600	
20	267,900	312,400	436,000	
21	273,400	322,300	443,900	
22	278,700	331,900	450,900	
23	283,700	341,500	457,400	
24	288,500	350,900	462,700	
25	292,400	359,500	467,200	
26	296,200	367,900	471,000	
27	299,800	376,100	474,200	
28	302,900	384,000	477,200	
29	305,500	391,700		
30	308,000	398,700		
31	310,300	405,700		
32	312,700	412,500		
33	314,800	418,700		
34		424,800		
35		430,100		
36		434,700		
37		439,100		
38		442,900		
39		445,500		

備考（一） この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に6,900円をそれぞれ加算した額とする。

二 教育職俸給表（四）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 199,800	円 243,500	円 299,800	円 444,900
2	166,700	207,700	252,300	310,800	456,900
3	177,100	215,900	261,300	321,800	469,000
4	188,000	224,700	270,600	333,000	481,100
5	198,800	233,400	280,400	344,000	493,500
6	205,400	242,100	290,300	355,100	506,200
7	212,400	250,900	300,900	366,100	519,100
8	219,700	259,700	311,700	377,000	531,600
9	227,100	268,700	322,800	387,600	542,700
10	234,500	277,800	333,800	398,400	553,700
11	241,900	286,900	344,800	409,200	564,400
12	250,200	296,600	355,800	421,100	574,500
13	258,000	306,300	366,600	433,000	583,700
14	265,500	316,200	377,200	445,000	590,900
15	272,900	325,600	387,500	457,000	596,000
16	280,100	334,900	397,400	469,100	600,800
17	287,000	344,000	407,000	481,200	
18	293,500	352,800	416,000	493,600	
19	299,700	361,700	424,800	506,300	
20	305,400	370,400	433,100	517,600	
21	310,800	379,100	441,100	525,000	
22	316,300	387,800	448,800	532,200	
23	321,700	396,400	456,000	539,300	
24	326,600	404,900	463,200	546,300	
25	331,300	413,100	470,100	552,500	
26	335,800	421,000	476,100	557,400	
27	339,200	428,700	482,100	561,700	
28	342,600	435,900	486,500		
29	345,900	443,000	490,300		
30	349,400	449,300	493,800		
31	352,900	455,200			
32	355,900	461,100			
33	358,900	465,100			
34	361,800	468,500			
35	364,700	471,800			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	247,700	288,400	333,000
2	132,400	179,500	257,300	298,300	345,200
3	136,600	189,400	267,000	308,600	357,300
4	141,700	197,700	276,800	319,000	369,400
5	147,700	206,200	286,600	329,600	381,600
6	155,300	215,200	296,400	340,100	394,800
7	163,300	223,300	306,500	350,200	408,100
8	171,700	231,400	316,700	360,000	422,100
9	179,600	239,500	326,900	369,700	436,100
10	186,500	247,600	336,800	379,400	450,000
11	193,600	255,300	346,000	389,100	463,900
12	200,800	262,700	354,700	398,700	477,800
13	208,100	269,900	363,000	408,200	491,600
14	215,400	276,900	370,400	417,700	505,100
15	223,500	283,800	377,500	427,200	518,400
16	231,500	290,500	384,500	436,700	531,700
17	237,600	297,300	391,300	446,100	545,200
18	243,700	304,100	398,100	455,400	556,700
19	249,600	311,100	404,800	464,500	565,300
20	255,400	318,100	411,000	472,200	572,800
21	261,000	325,000	416,800	479,900	579,000
22	266,600	331,900	422,300	485,400	584,400
23	272,000	338,800	427,400	490,100	588,600
24	277,300	344,300	432,000	494,100	
25	282,400	349,600	436,300		
26	286,600	353,700	439,900		
27	290,600	357,600	443,400		
28	293,700	361,500			
29	296,800	365,300			
30	299,700	369,100			
31	302,400	372,300			
32	304,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 —	円 288,000	円 325,800	円 417,100
2	230,700	299,800	337,900	429,800
3	240,100	311,700	350,100	442,100
4	250,500	323,700	362,500	454,200
5	261,200	335,700	374,700	466,300
6	272,800	347,800	386,900	478,400
7	284,500	359,900	399,400	490,100
8	296,300	372,100	412,300	501,600
9	308,000	384,300	424,800	512,900
10	319,400	396,700	437,000	524,200
11	329,200	408,000	449,100	535,500
12	338,600	418,500	460,700	546,300
13	347,900	428,600	472,200	557,100
14	357,100	438,400	483,500	567,800
15	366,300	448,200	494,700	577,800
16	375,400	457,800	505,700	587,300
17	384,400	467,400	516,400	596,100
18	392,500	477,000	527,100	603,300
19	397,900	484,600	537,700	608,600
20	403,300	491,800	546,000	613,400
21	406,400	498,300	554,100	
22		503,100	559,700	
23		507,800	565,000	
24		512,300	570,100	
25		516,800	574,600	
26		520,500	578,900	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円
2	136,700	172,400	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700	400,000
3	142,200	178,700	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400	425,700
4	148,700	185,000	221,600	247,200	286,100	328,700	369,300	438,900
5	155,300	191,300	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200	452,200
6	162,400	197,500	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300	465,500
7	169,600	203,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800	479,600
8	175,600	209,600	253,700	280,600	324,000	368,600	418,400	494,000
9	181,500	216,200	261,900	289,000	333,600	378,900	430,700	507,900
10	186,600	223,400	270,100	297,600	343,300	389,300	442,600	521,600
11	191,600	230,300	278,200	306,100	353,100	399,500	454,200	529,800
12	196,400	236,800	286,200	314,400	362,400	409,700	464,100	537,300
13	201,100	243,100	294,100	322,700	371,500	419,600	472,000	544,400
14	205,300	249,400	302,000	330,800	380,000	427,500	479,800	551,200
15	209,700	255,200	309,800	338,800	387,200	434,900	487,400	556,600
16	214,100	260,800	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900	561,100
17	218,500	266,200	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200	
18	222,800	271,500	331,500	357,100	405,700	448,900		
19	226,300	276,400	336,600	361,400	410,500	452,800		
20	229,400	281,100	341,300	365,600	414,900	456,600		
21	232,400	284,700	345,300	369,700	419,200			
22	234,900	287,500	348,500	373,400	422,900			
23	236,900	290,300	351,500	376,900	426,500			
24		292,900	354,400	380,100				
25		295,400	357,300	383,000				
26		297,600	360,100	385,800				
27		299,900	362,900	388,600				
28		302,100	365,400					
29			367,800					
30			370,200					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	215,800	236,800	267,200	302,600	335,600
2	149,600	175,900	222,000	243,900	275,500	312,200	347,500
3	155,000	184,000	229,300	251,100	283,900	322,100	359,400
4	160,900	192,600	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	166,800	198,200	243,600	265,700	300,300	342,200	383,300
6	174,800	203,700	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	182,900	209,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,600
8	190,900	215,500	265,000	288,400	325,300	372,500	420,900
9	195,800	221,700	272,200	296,000	333,200	382,800	433,100
10	200,700	228,600	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	205,700	235,700	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	210,700	242,800	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	216,000	249,900	302,000	326,600	365,500	425,100	477,900
14	221,000	257,000	309,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	226,500	264,100	316,700	341,600	382,100	445,300	495,700
16	232,000	271,100	323,800	348,800	390,600	454,200	503,200
17	237,500	278,100	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	243,000	285,000	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	248,500	291,700	344,300	370,500	411,100	478,700	516,500
20	253,900	298,400	351,000	376,800	416,200	483,600	
21	259,100	305,100	357,700	382,700	421,200	487,800	
22	264,300	311,500	364,000	388,500	425,300	491,500	
23	268,800	317,900	369,600	393,000	428,800		
24	273,300	324,200	374,900	397,200	431,500		
25	277,600	330,300	379,700	400,900			
26	281,800	335,400	383,600	404,500			
27	285,600	339,800	387,400	407,500			
28	289,200	344,100	390,600	410,100			
29	292,100	348,200	393,600				
30	294,900	350,900	396,400				
31	297,600	353,600	398,900				
32	300,300	356,200					
33	302,900	358,800					
34	305,400	361,400					
35	307,800	363,800					
36	310,100	366,200					
37	312,300	368,600					
38	314,500	371,000					
39	316,700						
40	318,900						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 575,000
2		637,000
3		708,000
4		785,000
5		846,000
6		910,000
7		992,000
8		1,073,000
9		1,151,000
10		1,232,000
11		1,304,000
12		1,332,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第十九条の二第二項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六の備考(一)及び(二)に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)

3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)

という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「前三条」を「第三条及び第四条」に改める。

第八条中「から第五条まで」を「及び第四条」に改める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十一万七千円」を「百三十三万二千円」に改め、同条第三項中「百六十一万千円」を「百六十三万千円」に、「八十三万六千

円」を「八十四万六千円」に改める。

第四条第二項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に、「六万八千八百円」を「六万九千五百円」に改める。

第九条中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「二、二〇八、〇〇〇円」を「二、二三四、〇〇〇円」に、「一、六一

一、〇〇〇円」を「一、六三〇、〇〇〇円」に、「一、五四三、〇〇〇円」を「一、五六一、〇〇〇円」に、「一、三三七、〇〇〇円」を「一、三

三二、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三二二、〇〇〇円」に、「一、二九〇、〇〇〇円」を「一、三〇四、〇〇〇円」に、「一、一三八、〇〇〇円」を「一、一五一、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、五四三、〇〇〇円」を「一、五六一、〇〇〇円」に、「一、三〇七、〇〇〇円」を「一、三二二、〇〇〇円」に、「一、二九〇、〇〇〇円」を「一、三〇四、〇〇〇円」に、「一、一三八、〇〇〇円」を「一、一五一、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四九二、五〇〇円」を「四九八、四〇〇円」に、「四五五、五〇〇円」を「四六一、四〇〇円」に、「四一六、二〇〇円」を「四二二、〇〇〇円」に、「三七五、〇〇〇円」

を「三八〇、三〇〇円」に、「三三四、二〇〇円」
を「三三八、九〇〇円」に、「三〇〇、八〇〇円」
を「三〇五、〇〇〇円」に、「二七五、六〇〇円」
を「二七九、五〇〇円」に、「二五五、六〇〇円」
を「二五九、二〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の二・五」を「百分の三」に、「百分の四・五」を「百分の五」に改める。

第十八条第二項中「五千五百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万千二百円」を「十万二千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条第一第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指定職
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
1	円 233,300	円 317,800	円 355,200	円 397,600	円 451,900	1	円 575,000
2	242,100	328,400	368,200	411,400	468,400	2	637,000
3	252,300	339,300	381,300	425,300	484,900	3	708,000
4	261,700	350,600	394,400	439,300	501,600	4	785,000
5	274,000	361,900	407,500	453,400	518,300	5	846,000
6	283,700	373,100	420,700	467,500	535,100	6	910,000
7	294,900	384,200	434,200	481,500	552,200	7	992,000
8	304,900	395,300	447,700	495,500	569,600	8	1,073,000
9	315,100	406,400	461,200	509,500	586,900	9	1,151,000
10	325,300	417,500	474,200	523,400	604,000	10	1,232,000
11	335,900	428,600	486,800	535,700	617,300	11	1,304,000
12	346,500	439,600	499,200	547,100	626,100		
13	357,300	450,600	509,700	556,700	634,300		
14	368,200	461,300	518,400	564,700	641,200		
15	379,100	469,800	527,000	569,800	646,500		
16	389,900	477,800	532,800				
17	400,500	483,200	538,000				
18	410,800	488,100	543,000				
19	420,800	493,000					
20	429,700	497,400					
21	437,500	501,800					
22	444,700						
23	450,900						
24	456,300						
25	460,600						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

第二十八条の三関係)

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 陸海曹長 陸空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 陸海士長 陸空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
241,400	232,600	224,000	218,200	218,100	—	186,600	171,600	—	157,000	149,700
249,500	236,500	232,700	226,900	226,800	209,500	199,000	179,100	171,600	164,300	
257,600	240,400	240,300	234,500	234,400	218,100	208,800	186,600	179,100	168,700	
265,800	248,000	247,900	242,100	242,000	226,700	217,000	195,500	183,500		
275,000	255,400	255,300	249,500	249,400	234,300	224,700	204,800	187,900		
284,200	262,800	262,700	256,900	256,800	241,900	232,300	212,400			
293,500	271,300	271,200	265,400	265,300	249,300	239,500	219,400			
303,300	279,800	279,700	273,900	273,800	256,700	246,600	226,000			
312,900	288,300	288,200	282,400	282,300	265,200	253,700	230,900			
322,200	296,900	296,700	290,900	290,800	273,700	260,800				
331,500	305,500	305,200	299,400	299,300	282,200	269,000				
340,700	314,100	313,700	307,900	307,800	290,700	277,000				
349,900	322,700	322,300	316,400	316,300	299,100	285,000				
359,100	331,400	330,900	325,000	324,800	307,400	293,000				
368,300	340,300	339,700	333,800	333,400	315,600	299,700				
377,300	349,400	348,600	342,700	342,300	323,800	306,300				
386,200	358,400	357,600	351,700	351,200	331,900	312,800				
395,100	367,000	366,200	360,300	359,800	340,000	318,400				
404,000	375,600	374,800	368,900	368,400	348,000	323,100				
412,900	384,200	383,400	377,500	376,900	355,600					
421,800	392,700	391,900	386,000	385,400	363,200					
430,500	401,200	400,400	394,500	393,900	370,800					
438,500	409,700	408,900	403,000	402,400	378,300					
445,600	418,100	417,300	411,200	410,600	385,700					
451,500	426,000	425,200	419,100	418,500	392,800					
457,300	433,100	432,300	426,200	425,600	399,100					
462,700	439,000	438,100	432,000	431,400	403,800					
468,100	444,800	443,700	437,600	437,000	408,500					
473,300	450,300	449,200	443,100	442,300						
478,500	455,700	454,500	448,400	447,000						
483,200	461,100	459,800	453,700	451,700						
487,900	466,300	465,000	458,900							
	471,100	469,700	463,600							
	475,800	474,400								
	480,500	479,100								

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び受ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものの額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、

階級	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
号俸	俸給月額	俸給月額		俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)						
1	575,000	575,000	482,100	441,000	422,200	369,800	335,300	312,200	267,900			
2	637,000	637,000	499,200	454,800	435,700	381,900	346,300	322,500	277,500			
3	708,000	708,000	516,300	468,500	449,500	395,300	358,500	332,800	288,700			
4	785,000	785,000	533,500	482,100	463,200	408,700	369,800	343,800	298,600			
5	846,000	846,000	550,800	498,300	476,800	422,200	381,100	354,800	308,500			
6	910,000	910,000	568,500	514,500	490,300	435,700	392,200	365,800	318,400			
7	992,000	992,000	586,300	530,800	503,100	449,500	403,400	376,800	328,300			
8	1,073,000		603,400	548,100	515,200	463,200	414,700	387,800	338,200			
9	1,151,000		620,200	565,000	527,200	476,800	426,100	398,800	348,100			
10	1,232,000		633,300	580,500	540,000	489,700	437,800	409,800	357,900			
11	1,304,000		642,200	594,900	552,700	502,000	449,500	420,900	367,500			
12			651,000	608,500	564,500	513,500	461,200	432,000	376,900			
13			659,800	618,300	574,000	524,900	472,900	443,200	386,200			
14			668,600	624,500	582,600	533,700	484,500	454,500	395,400			
15				630,700	587,900	542,300	496,000	465,500	404,600			
16					593,200	548,300	507,400	473,400	413,800			
17					598,400	554,000	516,200	481,100	423,000			
18					603,600	559,600	524,600	487,700	432,200			
19						564,900	530,700	493,700	441,300			
20						570,100	536,600	499,600	449,300			
21						575,200	542,300	505,300	456,400			
22						580,200	547,900	511,000	462,300			
23							553,000	516,500	468,100			
24							558,100	521,600	473,500			
25							563,100	526,700	478,700			
26								531,700	483,900			
27									489,100			
28									493,800			
29									498,500			
30									503,200			
31												
32												
33												
34												
35												

- 備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給とする。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定め、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律以下「新法」という。の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(俸給の切替等)

2 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第

号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(八を除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

十月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(第七六号)(第七七号)(第八二号)(第八六号)(第九七号)

第七六号 平成六年十月七日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(五通)

請願者 静岡市古庄三五三 笠井勝巳外四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第七七号 平成六年十月七日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

請願者 福島県相馬市中村川原町二一 阿部綾子外四十九名

紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八二号 平成六年十月十一日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(五通)

請願者 横浜市緑区梅が丘九ノ一 大森かほる外四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八六号 平成六年十月十二日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市河和田一ノ一、五八六ノ四 河野ゆきゑ外四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第九七号 平成六年十月十三日受理

従軍慰安婦に対する国家による謝罪・補償等に関する請願

する請願

請願者 東京都多摩市連光寺一ノ一六ノ一 五 舟橋新作

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

十月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十月二十一日)

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

平成六年十一月二日印刷

平成六年十一月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局